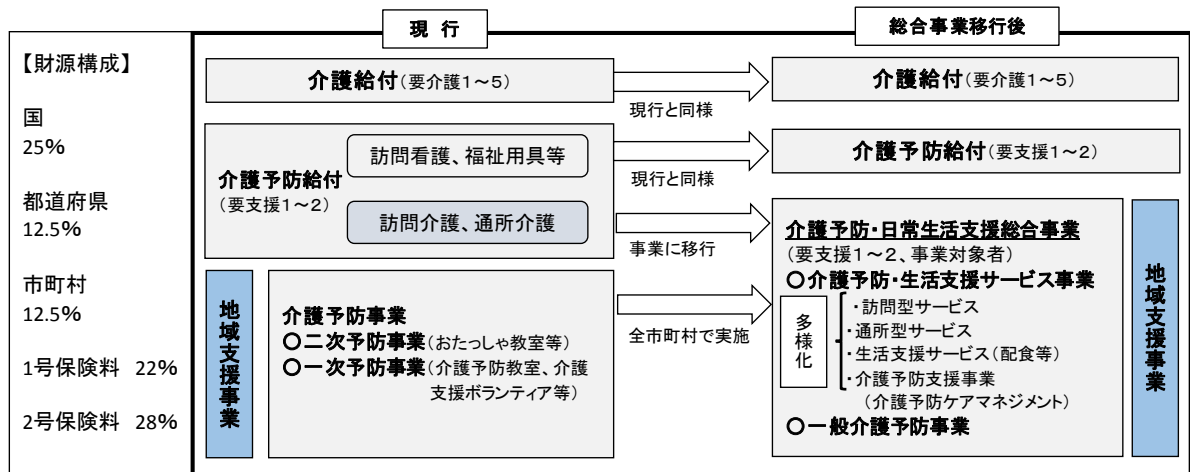


## 介護予防・日常生活支援総合事業について

### 1 目的

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、利用者の意向を踏まえた多様なサービスの提供者を確保した上で充実させることにより、要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を可能にすることを目的としています。



### 2 総合事業の構成、サービス内容等

総合事業は、要支援者や事業対象者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」(介護保険法に基づく第1号事業)と、全ての第1号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。

鳥取市は平成29年4月1日から次の2つの事業を実施します。

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

(対象者) 要支援認定を受けた者または基本チェックリストで事業対象者に該当した者

(実施事業) ・ 現行の訪問介護相当サービス  
・ 現行の通所介護相当サービス  
・ 介護予防ケアマネジメント

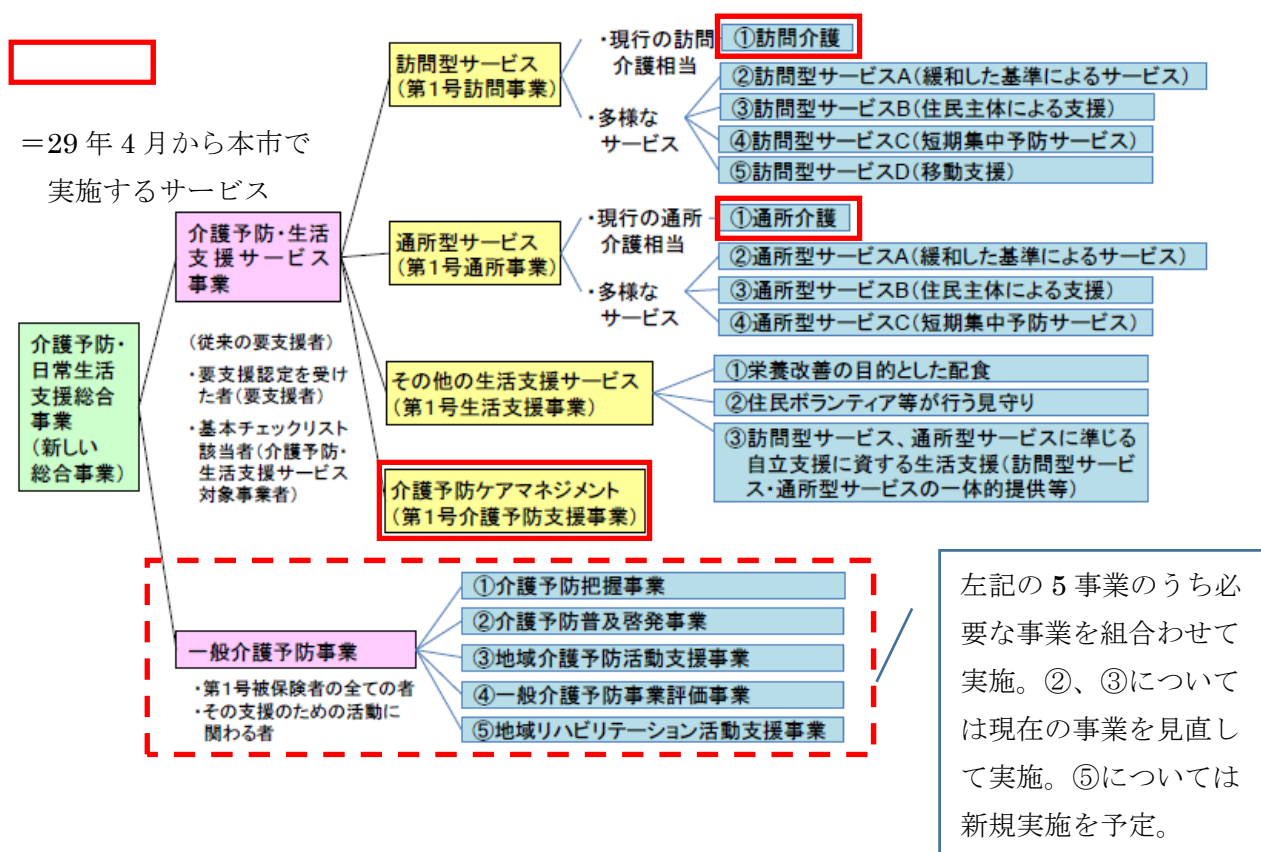
## ② 一般介護予防事業

(対象者) 65歳以上の第1号被保険者等

(実施事業) ・介護予防普及啓発事業 (おたっしゅ教室等)

・地域介護予防活動支援事業 (介護予防教室・介護支援ボランティア等)

・地域リハビリテーション活動支援事業 (予定)

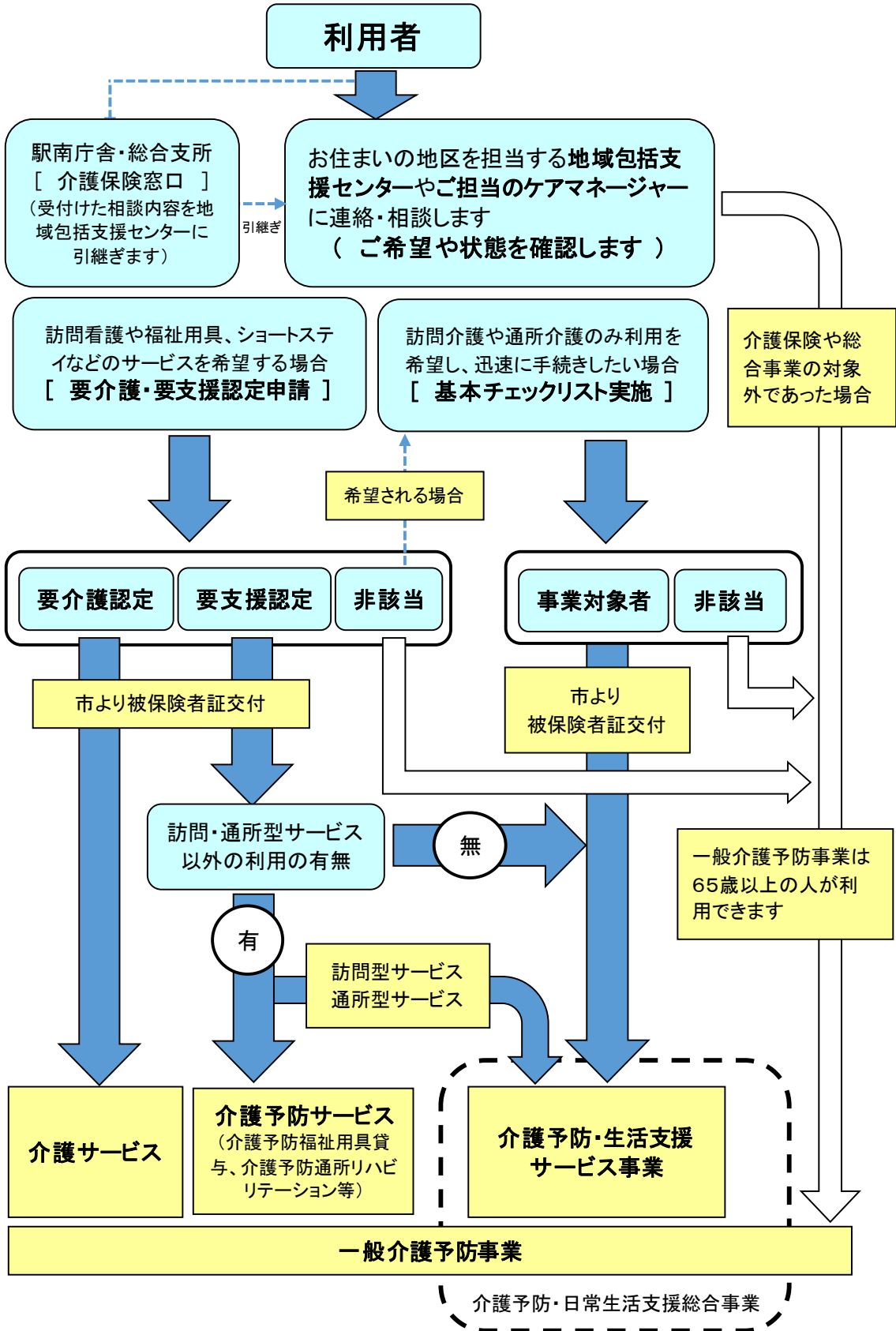


## 3 利用手続

① 総合事業の利用の相談・手続き支援については、現在の介護・介護予防サービスを利用する場合と同様に、今後とも地域包括支援センター等の介護支援専門員等の専門職員が行います。

② 総合事業のみ利用する (予防給付の利用がない) ケースについては、従来の介護保険の認定申請に加えて、新たに運動機能や認知機能の低下などに関する25の質問事項で本人の状態を確認する「基本チェックリスト」により簡便・迅速にサービス利用を開始することもできます。

総合事業実施後（H29.4.1～）の利用手続



## 4 単価

### (1) 鳥取市訪問介護相当サービスの基本報酬

サービス	現在の介護予防訪問介護	鳥取市訪問介護相当サービス
単価	<input type="radio"/> 月額包括報酬 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 週1回程度 1, 168単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 週2回程度 2, 335単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2 週3回以上 3, 704単位/月	<input checked="" type="radio"/> <b>1回当たりの報酬単価を設定</b> <input type="checkbox"/> 要支援1・2、事業対象者 週1回程度 <b>266単位/回</b> 月4回超えの場合 1, 168単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援1・2、事業対象者 週2回程度 <b>270単位/回</b> 月8回超えの場合 2, 335単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2 週3回以上 <b>285単位/回</b> 月12回超えの場合 3, 704単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援1・2、事業対象者 20分未満で主に身体介護 を行う場合（事業対象者・ 要支援1は月14回まで、 要支援2は月22回まで） <b>165単位/回</b>

### (2) 鳥取市通所介護相当サービスの基本報酬

サービス	現在の介護予防通所介護	鳥取市通所介護相当サービス
単価	<input type="radio"/> 月額包括報酬 <input type="checkbox"/> 要支援1 1, 647単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2 3, 377単位/月	<input checked="" type="radio"/> <b>1回当たりの報酬単価を設定</b> <input type="checkbox"/> 要支援1・事業対象者（週1回程度） <b>378単位/回</b> 月4回超えの場合 1, 647単位/月 <input checked="" type="checkbox"/> <b>要支援2（週1回程度）</b> <b>378単位/回</b> <b>月4回超えの場合 1, 647単位/月</b> <input type="checkbox"/> 要支援2（週2回程度） <b>389単位/回</b> 月8回超えの場合 3, 377単位/月